

第2期香川県社会的養育推進計画（仮称）について

提出されたご意見とそれに対する県の考え方

問い合わせ先

子ども家庭課 児童福祉グループ

〒760-8570 高松市番町四丁目1番10号

電話:087-832-3286/FAX:087-806-0207

E-mail:kodomokatei@pref.kagawa.lg.jp

令和7年2月10日から令和7年3月5日までの間、第2期香川県社会的養育推進計画（仮称）について実施したパブリック・コメント（意見公募）では、3人から33件のご意見が寄せられました。ご意見をいただきありがとうございました。

これらのご意見について、適宜要約・集約して整理し、それらに対する県の考え方とあわせて以下に示します。

〈ご意見の提出者数〉		〈提出されたご意見の数〉	
個人	3件	1. こどもの権利擁護の推進に向けた取組に関する事	2件
合計	3件	2. こども家庭支援体制の構築等に向けた県の取組に関する事	3件
		3. 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組に関する事	3件
		5. 児童相談所の強化等に向けた取組に関する事	4件
		6. 一時保護のあり方に関する事	2件
		7. 代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取組に関する事	4件
		8. 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組に関する事	2件
		9. 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組に関する事	2件
		10. 障害児入所施設における支援に関する事	1件
		11. 社会的養護自立支援の推進に向けた取組に関する事	4件
		その他	6件
合 計		33件	

ご意見（要約）	ご意見に対する県の考え方
1. こどもの権利擁護の推進に向けた取組に関すること	
8 頁の【定性的な事項】の表中、（目指すべき状態）欄で、「アンケートを毎年実施して」とあるが、「現状」欄にも現状のアンケート実施頻度を記載すべき。	「こどもの権利擁護に関する取組に係るこども本人の認知度・利用度・満足度」、「こどもの権利に関する理解度」、「意見表明に係る満足度」については、それぞれ、本計画の策定に当たり、今年度から新たにアンケートを実施したものです。ご意見を踏まえ、8 頁に以下のとおり修正します。 「措置児童等に対するアンケートに今年度から項目を追加し、把握している」
9 頁の「1. （3）資源の整備・取組方針等」の「②アドボカシー事業の取組促進」の1 つめの「○」の文章にその方針を実現する具体策が明記されていないので次の文章を補筆していただくことを提案する。 「そのために、意見表明等支援員の適正確保に向けた委託事業所への県としての十分な支援措置を行う。」	アドボカシー事業所の機能強化、人材確保、職員及びアドボケイトの専門性向上が必要と考えておりますが、支援措置については毎年度の予算編成の過程において検討するものであるため、計画への記載は困難です。
2. こども家庭支援体制の構築等に向けた県の取組に関すること	
11 頁 2. (1) ①イ○2 番目について、こども家庭センター設置市町の具体的な自治体を明示してほしい。	ご意見を踏まえ、11 頁に令和 6 年度時点のこども家庭センター設置市町名を記載することとします。
13 頁の「2. こども家庭支援体制の構築に向けた県の取組」の「（1）市町の相談支援体制の整備に向けた県の支援・取組」の「③資源の整備・取組方針等」について、「イ 子ども家庭センターにおける支援体制の充実」の2 つ目の「○」の文章に、県の具体的な支援策について、例えば、「こども家庭ソーシャルワーカーの資格取得に対する支援措置を講じます。」と補筆していただくことを提案する。 その理由は、そのような県の支援があると、市町の専門職のスキルアップにつながると思うからである。	児童福祉法において、市町は児童福祉に従事する職員の資質の向上に必要な措置を講じなければならないとされていることから、市町職員のスキルアップについては、市町が主体的に取り組む必要があると考えており、県が市町に対し、こども家庭ソーシャルワーカーの資格取得に対する支援措置を講じることは現時点では考えておりません。 なお、市町の職員がこども家庭ソーシャルワーカーの資格を取得する際には、国の取得促進事業も活用可能（国 2 / 3、市町 1 / 3）であるため、市町に対しては、この事業の活用等も働きかけてまいります。
15 頁の「（2）市町の家庭支援事業等の整備に向けた県の支援・取組」の「②資源の整備・取組方針等」の2 つ目の「○」の文章に「県として利用料金の無料化のための市町への支援措置を講じる。」として具体的支援策を追加していただくことを提案する。 その理由は、必要な保護者等が利用するの	家庭支援事業については、県が 1 / 3 の財源負担を行っており、現時点において更なる財政措置の予定はありません。なお、利用料金は、市町で設定しており、自治体が地域の実情に応じて利用者負担無しとすることも可能とされているほか、疾病その他やむを得ない事由により利用申請ができないなど、事業を利用することが著しく

ご意見（要約）	ご意見に対する県の考え方
には利用料金がかかるため、経済的な問題で利用をためらう保護者がおり、積極的な支援策になっていない現状があるからである。	困難であると市町村が認めた場合は、措置として利用者負担無しで家庭支援事業を提供することができることとされています。
3. 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組に関すること	
「3. 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組」の分量が2ページというのは少ないと考える。昨今、県内で痛ましい事件が頻発していることを踏まえ、もう少し充実させる必要があると考える。	19 頁に下線部のとおり追記することとします。 「○ <u>全ての妊婦を対象に、アンケートと保健師等の専門職による面談を行い、リスクのある妊婦や家庭を把握するとともに、継続的に家庭訪問や利用できるサービスの調整を行うなど、妊娠期から出産後に至るまでの伴走型支援を行う市町の児童福祉及び母子保健担当職員等を…</u>」 「○ <u>広く妊娠・出産の悩みを電話や対面で助産師に相談できる「妊娠出産サポート」や、予期せぬ妊娠について産婦人科医にメールで相談できる「かがわ妊娠SOS」といった匿名でも相談できる窓口の情報が困難を抱える妊婦に届くよう、効果的な周知方法を検討し、実施します。」</u>
19頁の「妊産婦等生活援助事業の実施事業所数」が0から1か所というのは少ないと思う。せめて福祉圏域に1か所を目標にしてほしい。	現状では、妊産婦等生活援助事業を実施が可能と思われる施設等が限られていることから、まずは1か所の設置を目標としていところであり、事業のニーズ等について市町や県内施設等の意見を聞きながら検討してまいります。
19 頁の「3. 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組」の「(2) 資源の整備・取組方針等」について、妊産婦の気持ちに寄り添う保健師等の「届ける保健福祉（伴走型支援）」の徹底が必要と感ずるため、そのような支援策について明記していただくことを提案する。その理由は、2023(令和5)年度と2024（令和6）年度に発生した乳児の保護責任者遺棄事件に見るように、リスクの高い妊産婦への効果的な対策が十分に講じられていないと考えるからである。	ご意見を踏まえ、19 頁に下線部のとおり追記することとします。 「○ <u>全ての妊婦を対象に、アンケートと保健師等の専門職による面談を行い、リスクのある妊婦や家庭を把握するとともに、継続的に家庭訪問や利用できるサービスの調整を行うなど、妊娠期から出産後に至るまでの伴走型支援を行う市町の児童福祉及び母子保健担当職員等を…</u>」
5. 児童相談所の強化等に向けた取組に関すること	
24 頁②資源の必要等の見込み及び整備目標について、 ・「配置基準以上」とあるが、配置基準がわからない。必要な人員を割り出し、具体的	・現在の児童福祉司の配置基準については、各児童相談所の管轄人口（3万人に1人以上）に加え、前々年度の虐待相談対応件数等に応じて算出されるものとなって

ご意見（要約）	ご意見に対する県の考え方
な人員数を示してほしい。 ・専門職採用者数も現状は足りない状況であるので、現状維持ではなく、具体的数字(%)で示してほしい。	おり、今後の虐待相談対応件数は未確定であることから具体的な人数は記載していないものです。なお、児童心理司は児童福祉司2人につき1人、スーパーバイザーは児童福祉司5人につき1人の配置が必要とされています。 ・また、専門職については、本県では児童福祉司、児童心理司、医師、保健師について国の配置基準を満たしており、引き続き、配置基準以上の配置に努めてまいります。なお、弁護士については、計画に記載のとおり、配置日数の増加を検討してまいります。
24頁の「児童相談所の弁護士の配置数」は、児童相談所2か所で、法的な対応や協議が十分に行える体制として、各児童相談所に1名の弁護士配置（常勤が望ましいですが、まずは非常勤でも仕方がないと考えます。）をすることを提案する。令和7年度から一時保護の司法審査が始まることに迅速に対応できる体制整備が必要。	現在、子ども女性相談センターに3名、西部子ども相談センターに1名の非常勤弁護士に委嘱しております。勤務日数等の関係から、平日はいずれかの児童相談所に1名ずつの配置となっており、直ちにこれを増やすことは困難ですが、ご意見については今後の参考とさせていただきます。
24～25頁の「5. 児童相談所の強化等に向けた取組」の「（3）資源の整備・取組方針等」の「①児童相談所の体制強化」について、現在の児童福祉法上、児童相談所が初期対応・介入と本格的支援を丸抱えするしくみになっていることは国の制度改革を待たなければならないことは承知しているが、県としてできる運用上の工夫として、児童相談所については、初期対応・介入部署と本格的支援部署の分離独立組織化を講ずることを提案する。名称も公募して、子どもや保護者が優しさを感じていただけるような親しみやすい名称にすることを提案する。 その理由としては、効果的な子どもと保護者への支援を展開するための児童相談所の組織改革が必要だと感じるからである。虐待についての通報を受けて初期対応する部署と、子どもと保護者等の暮らしのニーズに即した支援をする部署が同じ組織の中にあることが支援を困難にしていると感じる。 国の法制度の改正を待っているのは効果的な	県の児童相談所では、初期対応・介入を行う「児童虐待対策課」と、施設入所中の支援や在宅支援等を行う「相談支援課」を設置し、介入と支援の役割分担を図っているところです。初期対応・介入とその後の支援を行う部署の分離独立組織化については、現時点では想定しておらず、ご意見のとおり記載とすることは考えておりませんが、施策の実施にあたり参考とさせていただきます。

ご意見（要約）	ご意見に対する県の考え方
対策を講じることが難しいまま時間が過ぎてしまうため。国に先駆けた組織改正を行うことを提案する。	
25頁の「5. 児童相談所の強化等に向けた取組」の「（3）資源の整備・取組方針等」の「②児童相談所の専門性の強化」の1つめの「○」に、「児童福祉司や児童心理司等が全国の児童相談所で効果をあげている支援技術を学び、交流する機会を保障し、支援技術の向上を図ります。」という文言を追加することを提案する。 その理由は、支援技術の進歩は日進月歩で進んでおり、全国の児童相談所で先駆的に開発、実践されている支援技術から学ぶことが十分にできていない現状があると感じるからである。子どもの虹情報研修センターや西日本こども研修センターあかしはあるが、その研修プログラムの受講だけに頼っているのは、優れた支援技術を取り入れることに時間がかかる。優れた取組をしている実践は、毎年開催される日本子ども虐待防止学会の学術集会で発表される。それらの学会や研修会に積極的に児童福祉司や児童心理司等が参加したり、情報を得るなど直接先進児童相談所へ技術を学びに行くことを県として組織的にバックアップすることが、支援を必要としている子どもや保護者、ご家族にとって利益につながると考える。	児童相談所の専門性強化については、法定研修の受講と合わせ、他県において先進的な取組を実践している児童相談所等の職員や学識経験者を講師に招き、実践的研修を行っています。（児童虐待防止相談機能強化事業） ご意見を踏まえ 26 頁に下線のとおり追記します。 <u>「職種や経験年数等に応じた研修の実施や、他県の先進的な取組を実践している児童相談所等の職員や学識経験者を講師として招くなどし、研修の充実を図ります。」</u>
6. 一時保護のあり方に関すること	
30頁の「一時保護専用施設」について、1か所から3か所へと増やす計画になっており、それに反対するわけではないが、本来、一時保護は県が児童相談所に設置して実施することが原則であり、まずは西部子ども相談センターに一時保護施設を新設することを目標にすべきと考えるので、「一時保護施設」の欄を設けて1か所から2か所にすることを目標値に入れるべき。	西部子ども相談センターに一時保護施設を新設することについては、予算や人員配置等の点で課題があり、検討を要することから、ご指摘の記載は困難ですが、児童相談所の建替えの検討の中で、県全体の一時保護施設のあり方について検討してまいります。
31頁の「6. 一時保護のあり方」の「（3）資源の整備・取組方針等」の「①一時保護の受け皿の確保」の2つめの「○」の文章は、「建替えに向けては、（中略）基本的な方向性を固めます。」で	西部子ども相談センターに一時保護施設を新設することについては、予算や人員配置等の点で課題があり、検討を要することから、ご指摘の記載は困難ですが、児童相談所の建替えの検討の中で、県全体の一時

ご意見（要約）	ご意見に対する県の考え方
はなく、「新たに西部子ども相談センターに一時保護施設を新設する。」という目標に変更することを提案する。 その理由は、児童相談所の一時保護という措置は、児童福祉法に定められた県知事による措置であり、現在の一時保護施設の慢性的な定員超過の状況を、民間の社会福祉法人や里親等への一時保護委託で網渡りする状況はあってはならないことだからである。一時保護施設の機能は、国の「児童相談所運営指針」や「一時保護施設ガイドライン」によって、「緊急保護とアセスメント」、「こどものニーズに応じたこどもへの短期間の心理療法、カウンセリング、生活面での問題の改善に向けた支援等が有効とされる場合」等による「短期入所指導」の機能があるとされている。一時保護委託による方法では、県が責任を持って一時保護した子どものアセスメントを行い、子どもの意向や意見をていねいに聴き、子どもや保護者等の気持ちに寄り添い、「子どもの最善の利益」になる措置を決定することが十分には行えないと感じる。また、一時保護施設の個室化や適正定員の確保が必要と考える。	保護施設のあり方について検討してまいります。
7. 代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取組に関すること	
34 頁（2）ア現状及び課題 ・児相に対して、抵抗感や拒否感を抱いている親がいますと分析している。一時保護を受ける要因になった状況によっては、児相が積極的に関わる必要があると思うので、法的な強制力も必要と考えます。取組事項に入れてほしい。	児童相談所においては、児童虐待の防止等に関する法律に基づき、保護が必要となったこどもの意向や家庭状況等を踏まえながら、親子関係の再統合を含め、こどもが良好な家庭的環境の中で生活できるよう保護者の指導を行っております。 同法においては、当該指導を拒む保護者に対して、勧告をはじめとする一定の強制力を行使できるとされており、適切に対応しているところですが、より再統合を推進するためには、民間団体や市町との協働が必要と考えております。
35 頁【定性的な事項】項目 ・親子関係再構築支援の専任職員の配置や専門チームなどの支援体制の整備で、目標は、親子関係再構築支援の専任職員の配置や専門チームなどの支援体制を「設置する」にしてほしい。	親子関係再構築支援に向けた体制を充実していく必要があると考えておりますが、専任職員の配置や専門チームについては、体制充実の選択肢の一つであり、どのような形で体制整備を行うかは、今後検討していきたいと考えています。

ご意見（要約）	ご意見に対する県の考え方
里親として、里子を養育しているが、その生活の中で、実親の存在は大きい。親子関係再構築支援をして、実親にも里子との親子関係を理解させる必要があると思う。	
36頁の「7. 代替養育を必要とするこどものパーマネンシーの保障に向けた取組」の「（2）親子関係再構築に向けた取組」の「②資源の整備・取組方針等」の2つめの「○」の「民間団体との協働による支援の充実」に向けての取組としては、「委託可能な民間団体等の掘り起こし」に加えて、「適切な民間団体が育つように、県として専門プログラムの提供ができる資格取得等の養成講座の受講費用を補助するなどの措置を講じる。」ことを盛り込むことを提案する。 その理由は、児童相談所だけで十分な支援プログラムを提供することは困難だからである。全国的には民間団体が児童相談所の支援プログラムをサポートしている事例も聞いている。ぜひ、質の高い民間団体と役割分担ができるように施策を講じていただきたいと思う。	親子再構築支援における民間団体との協働については、今後取組を推進していく必要があると考えております。現時点では、養成講座の受講費用等の補助は検討しておらず、ご意見のと通りの記載とすることは考えておりませんが、支援プログラムの委託が可能な民間団体等の情報収集や掘り起こしを進める中で、必要な取組を検討してまいりたいと考えています。
37 頁【定性的な事項】のように、「現状」と「目指すべき状態」が同じであれば、「現在の体制を継続する」等の記載にした方が、理解しやすいと考える。	ご意見を踏まえ、38 頁に「現在の体制を継続する」と記載することとします。
8. 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組に関すること	
47頁の「里親支援センター設置数」については、保健福祉圏域ごとに1か所の設置を目標にすることを提案する。そのような体制を整備することで、里親委託の推進が図られ、委託後のフォローアップも可能になると考える。	里親支援センターについては、今後、実施体制の検討を具体的に進めることとしており、まずは1か所の設置を目標としています。県内施設や里親会等の意見を聞きながら検討してまいります。
47～48頁の「8. 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組」の「（2）里親等支援業務の包括的な実施体制の構築に向けた取組」の「②資源の整備・取組方針等」の「ア」、「イ」、「ウ」、「エ」の取り組みを可能とするため、「オ 児童相談所の支援体制整備」として、「○ 子ども女性相談センター内に里親養育推進課（仮称）を設置し、上記ア、イ、ウ、エの取り組みを推進することとする。」という	ご指摘のように、児童相談所における里親等委託の推進や里親支援を行う体制を充実する必要があると考えております。まずは、担当チームの配置等の検討を行ってまいりたいと考えておりますが、その中で、ご意見についても参考とさせていただきます。

ご意見（要約）	ご意見に対する県の考え方
対策を講じることを提案する。 その理由は、今後の取組の推進には、令和11年度目標の「里親養育支援を含む家庭養育支援に係るチームの配置」という表現では、実際に独立した課としての人員配置が十分になされないと里親養育目標の数値達成に必要な業務を十分にはこなせないと感じるからである。	
9. 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組に関すること	
56 頁「イ 高機能化・多機能化の取組」の、「ケアニーズが高い～専門性向上を図るための～」は、具体性に欠けると考える。具体的にどのようなケアニーズを持ったこどもが増えているのか、どのように職員の専門性向上を図るのが読み取れない。	ご意見を踏まえ、57 頁に下線のとおり追記することとします。 <u>「被虐待による愛着形成の課題や、障害、発達特性を持つなどのケアニーズが高いこどもが増えていることに伴い、・・・職員の専門性向上を図るための研修等を実施します。」</u>
56頁の「9 施設の小規模化・地域分散化、高機能化・機能転換に向けた取組」の「（2）施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組」の「③資源の整備・取組方針等」の「ウ 施設等における人材確保・人材育成等」の1つめの「○」については、その実現に向けて、施設の人材確保、人材育成に向けた県の具体的な支援策が求められる。そのため、「県として、ハローワークとの協働や、香川県社会福祉協議会が設置している『福祉人材センター』の機能強化とその活用を図ること」を文言として追加することを提案する。 また、2つめの「○」にある施設職員への研修や現場実習等だけではスキルアップは十分とは言えないので、「全国の優れた施設の支援スキルを実地に学ぶ職員研修の機会を保障するための県としての予算補助を講じること」を加えるように提案する。	・ご意見を踏まえ、57 頁に下線のとおり追記することとします。 <u>「人手不足による職員確保の問題が深刻化していることから、ハローワークとの連携や福祉人材センターの運営により、施設の人材確保、人材育成に向けた取組への支援を行います。」</u> ・施設職員のスキルアップに対するご意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。
10. 障害児入所施設における支援に関すること	
「10. 障害児入所施設における支援」において、ソーシャルワーク（の手法を用いた支援）についての記載が全く無いことは、残念と考える。	本計画は、国の定める策定要領に基づく記載項目としており、ご指摘の内容は記載していないところです。 なお、障害児へ支援に関する総合的な方策については、「第7期かがわ障害者プラン」に記載をしております。

ご意見（要約）	ご意見に対する県の考え方
11. 社会的養護自立支援の推進に向けた取組に関すること	
60 頁の表「アフターケア事業所の利用者の状況」において、契約者数と相談件数の差が開き過ぎていることが気に掛かる。 「契約に至らなかった相談者」への対応はどうなっているのかについても、記載する必要があると考える。	項目の表現を「契約者」としておりましたが、現在は登録制にしており、齟齬がありましたので「登録者」と修正します。登録者数は、施設退所後の継続的な支援を必要と判断され、かつ、本人が支援を希望する場合に登録をし、事業を利用している者の数です。相談件数は、この登録者からの相談を1日単位の延べ回数としてカウントしています。 なお、登録者以外の方についても、相談があれば随時対応しておりますが、件数等は把握しておりませんので、ご理解ください。
62 頁「施設等を退所した後に困りそうなこと」をこどもたちに調査したのであれば、それらの課題に対してどのように対応（支援）しているのか、或いはしようと考えているのかについても記載する必要があると考える。そうでなければ、「聞くだけ聞いて、放置している。」という印象を持たれかねないと思う。	ご意見を踏まえ、64 頁に以下のとおり修正することとします。 （下線のとおり追記） ・「社会的養護自立支援拠点事業について、委託しているアフターケア事業所が、<u>生活や就労に関することなどの相談ニーズに十分応えられるよう・・・</u>」 （以下のとおり追記） 「○ <u>児童養護施設退所者等に対する生活支援や家賃支援等の自立支援資金貸付事業や単立ちサポート事業を継続するとともに、各種奨学金なども含めた経済的支援施策の適時の情報提供や、活用に際しての相談支援を行います。</u>」
62頁の「社会的養護自立支援事業拠点事業整備箇所数」は、児童養護施設等の退園生をサポートするためには、現在の1か所では十分なサポートをすることは困難と考えるので、委託事業所数を東讃、中讃、西讃に圏域を分けて1か所ずつ増やし、3か所にすることを提案する。	現時点では、新たに実施を希望する団体や実施可能な団体等を把握しておらず、整備目標を増やすことは困難と考えますが、社会的養護自立支援拠点事業の登録者、相談件数とも増加しているところであり、まずは、現在の委託先での取組の充実を進めていく必要があると考えています。
63頁の「（11）社会的養護自立支援の推進に向けた取組」の「（2）社会的養護経験者等の自立に向けた取組」の「③資源の整備・取組方針等」について、3つめの「○」の「アフターケア事業所の、人員体制の確保及び職員の専門性の向上」のための県としての支援策として、「社会的養護自立支援拠点事業の委託料を事業展開に見合うように増額措置を講じること」を書き	予算の増額については、毎年度の予算編成の過程において検討するものであるため、計画への記載は困難ですが、令和7年度予算においては、社会的養護自立支援拠点事業の費用を前年度よりも増額することとしています。

ご意見（要約）	ご意見に対する県の考え方
加えていただくことを提案する。 その理由は、方針にあるような施設を退所したケアリーバーの若者や施設在籍中で対象となる子どもたちの個々のニーズに応じたていねいな専門ソーシャルワークを展開するためには人件費等の予算が不足していると感じるからである。	
その他	
一般の方には、「社会的養育」と、「代替養育」の違いが分かり辛いと思う。社会的養育には、家庭への支援も含まれることを強調しても良いと考える。	1 頁の計画策定の趣旨において「社会的養育」と「代替養育」について用語の説明を記載しており、社会的養育には、養育に困難を抱える家庭への支援を行うことを記載しています。
「パーマネンシー保障」という用語がとても頻出しているが、ここまで頻出するのであれば、社会的養育や代替養育のように本文中に説明を記した方が分かりやすいと考える。	「パーマネンシー保障」を含め、専門的と考えられる用語については、巻末の用語解説に説明を記載しております。 なお、用語解説のある用語には、印をつけることとします。
児童自立生活援助事業のⅠ型、Ⅱ型、Ⅲ型については、違いを記載しなければ一般の方は解らないと考える。（同旨 1 件）	ご意見を踏まえ、児童自立生活援助事業のそれぞれの類型について、巻末の用語解説に説明を記載することとします。
「社会的養育」の啓発活動について、例えば、保育士や学校教諭等への研修の項目に入れるなど学校関係等様々な機関への啓発活動も進めていただきたい。	県が主催する児童福祉に関する講演会については、保育所や学校なども含め広く案内し、参加をいただいているところです。 引き続き、保育・学校関係者への理解促進に努めてまいります。
全体的に予算について全く触れていない。費用がかかることなので、そのような項目も入れてほしい。	予算については、毎年度の予算編成の過程において検討するものであるため、計画への記載は困難です。
DX(デジタルトランスフォーメーション)の意味を記載してほしい。	ご意見を踏まえ、巻末の用語解説にDXの説明を記載することとします。